

令和7年度第8回総会（月例）議事録

日 時	令和7年10月28日（火） 午前10時開会			
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室			
出席委員 (19名)	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美			
欠席委員 (0名)				
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、溝川、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、福元 主査 迫、上崎 主任 指宿、矢崎、米倉、真方 主査 遠矢			
農政総務課				
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 相続税の納税猶予に関する件 6 農用地利用集積等促進計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件			
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 8 農地パトロールの結果について			

議長	<p>開会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、鳥丸委員、鳩宿委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～4ページ 13件	
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、15年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号3号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号5号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号6号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、新規の農地所有適格法人になります。 法人が農地取得する場合には、農地法第2条第3項に規定されている要件を全て満たす必要がありますが、今回、事前に調査を行い、要件を満たしていることを確認しております。 以上です。
議長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。 番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この2件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来より本市において営農経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。

議長	次に、松元、9番委員お願いします。
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、20年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、10年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号12号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「16番委員」挙手あり]</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	申請事由の中で、規模拡大や新規就農というのがありますが、昨今、農業委員会、農業委員として、貸したい借りたいその他調査をしているのですが、規模拡大というのは、私の周りにも少ないです。そういう中で、特に番号6については、補足説明にもありましたが、組合法人を作つて、新たにスタートするということで、我々農家にとってもありがたいことではないかなと思っております。番号3の規模拡大と番号6の新規就農で、我々にとって参考になることがあれば教えていただきたいと思います。

谷 山 支 局	番号3につきましては、譲受人が申請地のすぐ横を耕作しております、申請地自体は荒廃農地になっている状況です。譲渡人は海外にいらっしゃるので、なかなか管理することができないということがありまして、自分で取得して管理していきたいということでした。
伊 敷 支 局	番号6の法人につきましては、以前、南さつま市や南九州市の方で、農業していましたが、しばらくその業をしておらず、休業状態でした。今回新たに農業を始めるということで、新たに農地所有適格法人としての要件を備えたうえで、農地を取得して、農業を始めるということでした。
1 6 番 委 員	わかりました。
3 番 委 員	番号6の法人は、以前、郡山でも活動していた。今後とも、しっかり活動の状況を見届けていくことが大事だと思います。
議 長	伊敷地区の方は、定期的に訪問等していただくようお願いします。
伊 敷 支 局	わかりました。
1 1 番 委 員	番号8、9で、譲受人の方が、市内で20年経験があるということでした。新規就農として認められたり、経験があるから新規就農ではないという、その違いを教えてください。
事 務 局	全く農業経験がない方が、今回3条申請を出されたというのは、新規就農として扱っています。農地を取得するのは今回初めてだけど、親の手伝いをずっとしていたとか、しばらく休んでいたけど、農業経験はある、未経験でない人は、新規就農として扱わないという区別をしています。
1 1 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 ここで、本日は傍聴者が1名いらっしゃいますのでご報告いたします。 傍聴人におかれましては、鹿児島市農業委員会会議規程第11条の規定に基づき、定められた場所で傍聴し、議長の指示に従っていただきますようお願いします。 審議に戻ります。

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件

5ページ 2件

議長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟54.24m²、庭敷地等245.76m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…宅地、本人畠、南…本人畠、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を昭和53年ごろから駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、9番委員お願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟89.50m²、庭敷地等342.50m²、東…本人畠、他人畠、西…他人畠、南…本人畠、県道、北…本人畠、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝 汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>申請地は転用許可を受けない今まで、すでに整地及び進入路をアスファルト舗装していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことがないよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件

6ページ～9ページ 14件

議長	<p>次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟82.79m²、庭敷地等238.21m²、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…貸人畠、西…農道、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>番号2号、建売住宅2棟191.28m²、庭敷地等287.72m²、東・西…他人田、南…農道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、宅地分譲2区画490.07m²、東…水路、西…河川管理道路、南…宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路に接していませんが、東側の水路に蓋をして出入りします。</p> <p>番号4号、住家1棟110.13m²、庭敷地等345.87m²、東…宅地、西…水路、宅地、南…他人田、北…農道、宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号5号、住家1棟48.24m²、庭敷地等446.76m²、東・西・南…渡人畠、北…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、資材置場194.00m²、転回場等100.00m²、東・北…市管理道路、西…雑種地、南…他人畠、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、宅地分譲1区画331.00m²、東…宅地、渡人畠、西…宅地、南…雑種地、北…市道、渡人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和5年から通路として使用していましたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号8号、宅地分譲1区画360.00m²、東・西・北…宅地、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、宅地分譲2区画430.00m²、東・南…市道、西…雑種地、北…宅地、雑種地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、吉田、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、材木保管場所600.00m²、転回場等677.00m²、東…他人田、西…県道、南…水路、北…農道、境界…防護柵、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>借人は県外で林業を営んでいる法人で、申請地近くで伐採を請負って、申請地を材木保管場所及びトラック転回場として使用するものです。</p> <p>なお、申請地の農地区分は「農用地区域内農地」であるため、転用は原則不許可ですが、不許可の例外である「一時転用」にあたるため、転用はやむを得ないと判断いたしました。転用期間終了後は元の農地へ復元することとなります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟88.19m²、庭敷地等331.81m²、東…他人畠、宅地、西・北…宅地、南…水路、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、通路78.43m²、東・西…私道、南…渡人畠、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、貸駐車場100.00m²、通路等312.36m²、東…市道、西・南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、工事車両置場655.00m²、東…市道、西・南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>借り人は申請地近くで製茶業を営んでいる法人で、工場の工事をするため、工事車両の置場に使用するものです。</p> <p>申請地は、転用許可を受けないままですでに整地を行っていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならぬことと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>なお、申請地の農地区分は「農用地区域内農地」であるため、転用は原則不許可ですが、不許可の例外である「一時転用」にあたるものです。</p> <p>転用期間終了後は元の農地へ復元することとなります。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号10、14号は、農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「3番委員」挙手あり]</p> <p>はい、3番委員どうぞ。</p>
3番委員	番号5ですが、周囲の状況で東・北が市管理道路となっておりますが、市道とは違うのでしょうか。
谷山支局	この申請地は、五ヶ別府町の細田口の清掃工場の埋め立て地になります。そこが換地処分で畠で所有者に返されたのですが、その道に関しては、市道認定はされてなくて、市の土地という状況であります。それで、こういう表現をさせていただきました。
3番委員	わかりました。
16番委員	今回の第5条許可申請は、谷山が大半を占めておりますが、その中で、備考欄に都市計画法第43条と書いてあります。旧5町にはこれに該当するものはないわけです。市街化調整区域内の開発行為を伴わない建築許可を定めるもので、原則的に建築が禁止されている区域だと思うのですが、都市計画法第43条の許可の主な条件等を教えてください。
谷山支局	都市計画法第43条の許可というのは、農業委員会では行っておりません。担当は土地利用調整課になりますので、そちらに確認をとりまして、後日委員の方には、資料をお渡ししたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
16番委員	わかりました。

議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号10、14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 非農地認定に関する件 10ページ～14ページ 14件	
議長	<p>次に、議題4、「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、12番委員お願いします。</p>
12番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、57年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：倉庫1棟、約60年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、吉野、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：工場1棟、39年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：住家1棟、46年経過、現況宅地。</p> <p>番号6号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：倉庫1棟、29年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：2899-4：通路として約35年経過、現況道路。</p> <p>2912-1：住家1棟、37年経過、現況宅地。</p> <p>番号10号、調査結果：住家1棟、31年経過、現況宅地。</p> <p>番号11号、調査結果：店舗1棟、19年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、車庫1棟、24年経過、現況宅地。</p> <p>番号13号、唐竹・真竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、唐竹・コサン竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4、「非農地認定に関する件」14件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 相続税の納税猶予に関する件</p> <p>15ページ～16ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題5、「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、11番委員お願いします。</p>

1 1 番 委 員	<p>15ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続税の納税猶予とは、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農の継続を行っている場合に、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予する制度であります。</p> <p>この制度を受けようとする相続人は、相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨の届出書を税務署に提出する必要がありますが、その際に農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている証明書」を添付することになっております。</p> <p>今回、2件の申請があり、令和7年10月15日に、15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、番号1についてですが、相続開始年月日は、平成19年1月20日、今回が7回目の発行でございます。</p> <p>特例適用農地1から3は継ぎ地であり、ビニールハウス5棟に、三つ葉、フリルレタス、イチゴ作付中でございました。</p> <p>特例適用農地4は、硬質ハウス2連棟1棟に、キュウリ作付中でございました。</p> <p>16ページをお開きください。</p> <p>次に、番号2についてですが、相続開始年月日は、平成19年2月16日、今回が7回目の発行でございます。</p> <p>特例適用農地1から2は継ぎ地であり、サツマイモ、ジャガイモ、カボチャ、ブロッコリー、ネギ、サトイモ作付中でございました。</p> <p>特例適用農地3は、カボチャ、ネギ作付中、カブ作付予定とのことでした。</p> <p>したがいまして、番号1、2の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題6. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料2 9件	
議 長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議題6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料2をご覧ください。</p> <p>令和7年12月31日から貸付予定の農地になります。</p> <p>今回は、一括契約が8件、受け手変更が1件でございます、 1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>一括契約は、賃貸借権15筆、10,018.00m²、 使用貸借権5筆、3,604.00m²、合計8件、20筆、13,622.00m² となっております。</p> <p>次に3ページをご覧ください。</p> <p>この一覧表に載っている農地は、農地バンクと契約をしていた耕作者が農地バンクと合意解約の手続きを行い、残期間につきまして、令和7年12月1日から新たな耕作者に貸付予定の農地になります。</p> <p>出し手については、農地バンクに資料は既に提出しており、再提出の必要がないため、出し手の資料は添付しておりません。</p> <p>賃貸借権1件、5筆、7,762.00m²となっております。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、4ページから 33ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」9件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</p> <p>別冊資料3 1件</p>	
議長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、松元、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、車両及び資材置場</p> <p>4. 現況、申出地は、四元町松原地区にあり、松元支所から南南東へ約3.3kmに位置し、東・西側は里道、南側は他人畠、北側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7、「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 17ページ～21ページ 5件	
議 長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	<p>報告します。17ページです。 照会日：令和7年9月11日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年9月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、18ページです。 照会日：令和7年10月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年10月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、19ページです。 照会日：令和7年10月6日、現況：不明、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、所在不明である。 処理状況：令和7年10月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	<p>報告します。20ページです。 照会日：令和7年9月24日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年10月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9番委員	<p>報告します。21ページです。 照会日：令和7年9月25日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めがある都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年10月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
2. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 22ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、郡山支局お願いします。

郡山支局	<p>22ページをお開きください。</p> <p>今回の届出の面積は9,553.19m²で、国土利用計画法の届出要件、都市計画区域5,000m²以上のため、土地利用調整課へ9月25日に提出されました。利用目的は、すべて現況利用となっております。</p> <p>申請地に農地が含まれていたところから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>譲受人からは、9月30日にこの農地の現況利用について相談を受けております。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は畠1,492.00m²です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、第2種農地その他の農地です。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は農地が含まれていますので、転用の際は農地法に基づく許可が必要となります。ただし、譲受人は農地として利用するため、農地法第3条の許可申請の提出予定であるとのことです。」と土地利用調整課へ10月9日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 23ページ～25ページ 11件	
4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 26ページ～31ページ 14件	
5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 32ページ～34ページ 6件	
6. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 35ページ～42ページ 11件	
議長	<p>次に、報告事項3 「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4 「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5 「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項6 「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>23ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。 登記地目別では、田15筆、12,646.00m²、畠41筆、32,653.79m²、合計56筆、45,299.79m²となっております。 取得した事由別数は、相続が11件、権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が9件となっております。 24ページから25ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、26ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に共同住宅が1件、駐車場が1件、合計2件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が6件、資材置場が3件、店舗等が1件、その他が2件、合計12件となっております。</p> <p>27ページは4条関係2件、28ページから31ページは5条関係12件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、32ページから34ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山地区で6件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、35ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項6 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権2件、6筆、5,829.00m²、使用貸借権9件、15筆、12,723.00m²、合計11件、21筆、18,552.00m²です。</p> <p>36ページから42ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料4 135件</p>	
<p>7. 農地パトロールの結果について 別冊資料5</p>	
議長	<p>次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について別冊資料4、</p> <p>報告事項7「農地パトロールの結果について」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項6 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料4 ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計135筆の非農地判断を実施して頂いております。</p> <p>実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>別冊資料5です。8月から9月に実施しました農地パトロールの結果の報告でございます。</p> <p>1ページ、2ページが、農地パトロールの結果で、無断転用はなしという報告をされております。</p> <p>3ページ、5ページにつきましては、農地利用変更届出の案件につきまして、現地確認をしていただいております。</p> <p>報告内容については、お目通しください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第9回総会（月例）開催日時は、 11月26日（水）午前10時開会 教育総合センター2階 女性会館 <p>総会終了後、県外視察研修の説明を開始いたします。 研修参加者予定者の皆様は、引き続き、この会場でお待ちください。 準備が整い次第開始いたします。</p>